

第 6 章

参 考 資 料

- 学校や幼稚園における食育の推進（講話資料）
- パワーポイントを活用した食育指導
- 学校給食に係る法令等一部抜粋
- 公益財団法人福島県学校給食会

学校における食育の推進について

1

1 食育とは



2

身近な題材(食材)

クイズ(給食の時間・授業の導入 等)

興味・関心を持つ

知識・技能
(日常生活の中で・学習の中で)

学んだことを活用する

調べる(主体的な学び)

食 育

3

食育とは

*文部科学省HP

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。

朝ごはん
ちゃんと食
べてる？

みんなで
食事
してる？

食事の手伝い、
してる？

食べる時
あいさつし
てる？



子ども達が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けること。これが「食育」です。

4

食育に関する法律等

(1) 食育基本法 (平成17年7月15日施行)

食育の基本理念と推進の方向性を提示

(前文：食育の重要性 1部抜粋)

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基本となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

と規定し、特に子どもに対する食育を重視しています。

5

(2) 食育推進基本計画 (平成18年3月31日)

食育基本法を具現化するものとして、食育関係者の具体的な取組や目標値が示された

- ・指導体制の充実
- ・子どもの指導内容の充実

学校給食の充実

食育を通じた健康状態の改善等の推進

※第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日)

※第2次食育推進基本計画の一部改定(平成25年12月26日)

※第3次食育推進基本計画(平成28年3月31日)

※第4次食育推進基本計画(令和3年3月)

6

(3)学校給食法

昭和29年6月3日法律第160号
最終改正：平成20年6月18日法律第73号

(この法律の目的)

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒との食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、**学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導**の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び**学校における食育の推進**を図ることを目的とする。

7

(4)学習指導要領

学習指導要領（小・中学校）

第1章 総則 第1小学校(中学校)教育の基本と教育課程の役割

2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童(生徒)の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、**学校における食育の推進**並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても**それぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること**。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、**日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること**。

*〈 〉内は小学校のみ記載。()内は中学校において記載。

〈出典：「食に関する指導の手引―第2次改訂版―」 文部科学省 平成31年3月〉

幼稚園教育要領

心身の健康に関する領域「健康」において「先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ」ことが指導する内容とされています。

また、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項として、「**健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切に気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること**」とされています。

9

学習指導要領（高等学校）

(5) 高等学校における体育・健康に関する指導

第1章 総則 第1款高等学校教育の基本と教育課程の役割

2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

特に、**学校における食育の推進**並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、**保健体育科、家庭科及び特別活動の時間**はもとより、**各教科・科目及び総合的な探究の時間**などにおいても**それぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること**。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、**日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること**。

10

学習指導要領（特別支援学校）

第1章 総則 第1

2 (3) 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割
学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、**学校における食育の推進**並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、**小学部の体育科や家庭科**（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、**中学部の保健体育科や技術・家庭科**（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び**特別活動の時間**はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び**自立活動**などにおいても**それぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること**。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、**日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること**。

11

幼児教育から高等学校まで、切れ目のない食育を推進していく

ことで、子供の健康な食習慣、運動習慣の定着を図っていくことが大変重要です。そのために、幼児教育と小学校及び中学校、小学校及び中学校と高等学校の接続を意識し、**教科等横断的な視点**で教育課程を編成していく必要がある。

（食に関する指導の手引-第二次改訂版- P12）



12

2 食に関する指導に係る 全体計画の作成について



13

学校全体で食育を組織的、計画的に推進するために、学校において「食に関する指導に係る全体計画」を作成することが必要です。
平成31年3月に、「食に関する指導の手引」第2次改訂版」が提示され、学習指導要領に沿った3つの資質・能力を育成するための食育目標を設定し、実施していきます。

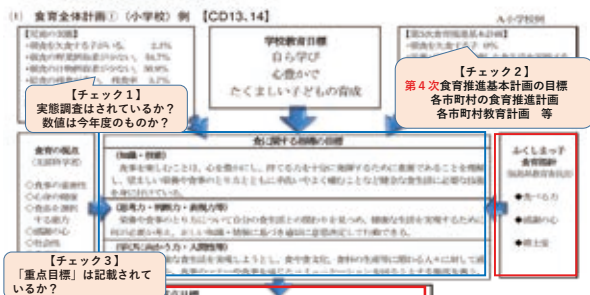
【食に関する指導の全体計画①】
把握した実態や学校及び各学年の食に関する指導目標とともに、食育推進組織や食に関する指導の時間・内容の概要、食育推進の評価指標等を記載する。

【食に関する指導の全体計画②】
月ごとに関連教科等の指導内容とともに、給食時間の指導、個別的な相談指導等を記載する。

〈引用：「食に関する指導の手引」第2次改訂版」 文部科学省 平成31年3月〉

食に関する指導に係る全体計画①の作成のチェック項目

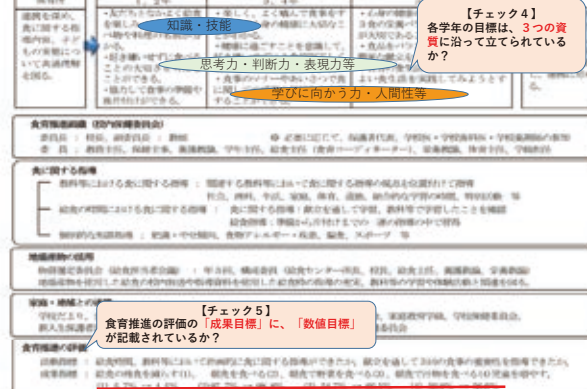
3 具体的な全体計画のイメージ



〈引用：「学校給食の手引」改訂版 福島県教育委員会監修 令和2年3月〉

15

各学年の食に関する指導の目標



〈引用：「学校給食の手引」改訂版 福島県教育委員会監修 令和2年3月〉

16

食に係る全体計画②の作成のチェック項目

【チェック6】
「各教科」と「特別活動（学級活動）」の関連は記載されているか？
※重点目標との関連性も
(例：重点目標「野菜を食べる子どもを育てる」
生活科「野菜を育てよう」
学級活動「野菜の大切さ」等)

【チェック7】
「各教科・特別活動（学級活動）」と「給食献立・使用食材」の関連は記載されているか？
(例：小・生活科「野菜を育てよう」→給食「野菜炒め」「野菜スープ」
中・国語「ダイコンは大きな根」→給食「大根を使った献立」等)

〈引用：「学校給食の手引」改訂版 福島県教育委員会監修 令和2年3月〉

17

3 福島県から発行されている 食育に関する資料・活用例



18

【指導上の留意点（食に関する指導の手引 - 第2次改訂版 - ）】

- 個別的な相談指導を行うに当たって、次の点に注意が必要です。
- ① 対象児童生徒の過大な重荷にならないようにすること。
 - ② 対象児童生徒以外からのいじめのきっかけにならないように、対象児童生徒の周囲の実態を踏まえた指導を行うこと。
 - ③ 指導者として、高い倫理観とスキルをもって指導を行うこと。
 - ④ 指導上得られた個人情報の保護を徹底すること。
 - ⑤ 指導者側のプライバシーや個人情報の提供についても、十分注意して指導を行うこと。
 - ⑥ 保護者を始め関係者の理解を得て、密に連携を取りながら指導を進めること。
 - ⑦ 成果にとらわれ、対象児童生徒に過度なプレッシャーをかけないこと。
 - ⑧ 確実に行動変容を促すことができるよう計画的に指導すること。
 - ⑨ 安易な計画での指導は、心身の発育に支障をきたす重大な事態になる可能性があることを認識すること。



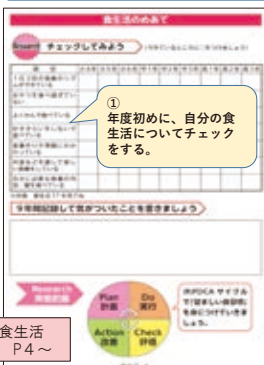
25

(2)「自分手帳」の活用

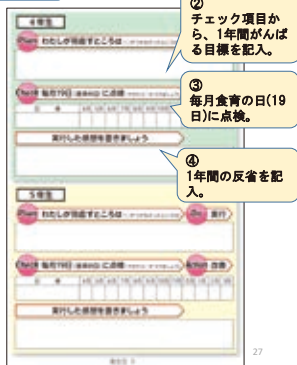


【食育における自分手帳の活用例】

① 毎月の「食生活のめあて」の活用



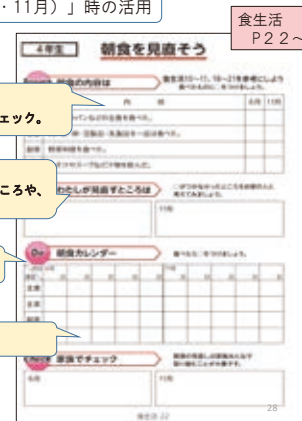
食生活
P4～



27

②「朝食を見直そう週間運動(6月・11月)」時の活用

- ① 自分が普段食べている朝食の内容についてチェック。
- ② ①のチェック項目から、○がつかなかったところや、がんばりたいことを記入。
- ③ 5日間、食べたかどうかを確認。
- ④ 5日間取り組みでの反省などを家族と確認。



食生活
P22～

28

③ お便り・教材・掲示資料として活用



29

④ 授業の教材として活用

